

## 婚姻届の書き方と注意

☆届書に書き込むときは、繋げたり略したりせず戸籍に記載されているとおりの字を書いてください

(よみかた)	夫になる人		妻になる人	
	いいやま	たろう	なかの	はるこ
氏名	飯山	太郎	中野	春子
生年月日	平成元年 12月 1日		平成10年 7月 20日	
住所 (住民登録をしているところ) (よみかた)	長野県飯山市大字飯山 1110番地 1号		長野県中野市三好町 1丁目3番 19号	
本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	長野県飯山市大字飯山 1110番地 1		長野県下高井郡木島平村 大字往郷973番 1号	
	筆頭者の氏名	飯山 三郎	筆頭者の氏名	中野 五郎
父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	父	飯山市郎	父	中野五郎
	母	飯山乙子	母	中野甲子
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 長野県飯山市大字飯山1110番地 1			
同居を始めたとき	令和元年12月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
初婚・再婚の別	夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	妻 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚
同居を始める前の 夫婦のそれぞれ のおもな仕事と	夫	妻	夫	妻
	夫	妻	夫	妻
夫婦の職業	夫の職業 専門・技術職		妻の職業 生産工程職	
その他	夫の養父 飯山三郎 続柄 養子 …養父がいる場合			
届出人 署名押印	夫 飯山太郎		妻 中野春子	
事件簿番号				

証人		
署名 押印 生年月日	山ノ内 昭夫 昭和20年3月10日	山ノ内 夏子 平成7年7月25日
住所	長野県飯山市大字木島 1110番地 号	長野県飯山市大字木島 234番地 木島ハイワ101号
本籍	長野県飯山市大字木島 1110番地	長野県飯山市大字木島 1110番地

- 持参するもの
  - 婚姻届
  - 届出人(夫と妻)の印鑑(スタンプ印は使用できません)
  - 本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など)
  - 転出証明書(婚姻届と同時に飯山市へ転入届をする方)
  - 戸籍謄本(本籍地でない市町村へ届出する場合)  
例)夫の本籍「飯山市」、妻の本籍「木島平村」で、飯山市へ届出する場合…妻の戸籍謄本が必要です。
- 証人
 

証人は、成人(父母、兄弟姉妹、友人知人等どなたでも)2名に署名、押印をしてもらってください。同じ氏である場合、それぞれ別の印鑑を使用してください。(スタンプ印不可)
- その他の注意事項
  - 休日や平日時間外に届出るときは、飯山市役所市民環境課市民係で必ず平日開庁日に事前審査を受けてください。
  - 夫・妻になる人が未成年のときは父母の同意が必要です。
  - 文字は楷書でくずさず、丁寧に記入してください。
  - 消せるボールペンで書かないでください。
  - 間違えた場合は、修正液は使用せず二重線で消してください。
  - 一方が外国人の場合は、他に必要な書類がありますので余裕をもって市役所へ相談してください。

☆不明な点は、飯山市役所市民環境課市民係 (Tel0269-62-3111内線151) までお尋ねください。